

自然災害見舞金の支給に関する規則

(目的)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、火災共済事業（以下「火災共済」という。）の契約者（以下「共済契約者」という。）が自然災害（以下「災害」という。）で被災した場合、火災共済事業規約に定める共済金の支給事由に該当しないが、組合の基本理念である相互扶助の精神に基づき、自然災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することとし、共済契約者の生活再建に寄与することを目的とし、この規則を定めるものとする。

(見舞金を支払う場合の基本要件)

第2条 発生した災害に対し火災共済の目的である建物又は動産の所在地（以下「物件所在地」という。）において災害救助法の適用があるか、又は災害救助法の適用に準ずる被災状況（発生した災害に対し、物件所在地で被災者生活再建支援法が適用され、災害により被害があった場合及びその他、理事会が特に必要と認めた場合）であると判断される場合の以下の損害とする。

- (1) 地震等により生じた損害
- (2) 風水害等により生じた損害

(地震等・風水害等の災害の範囲)

第3条 災害の範囲は、次の各号とする。

- (1) 地震等の範囲

地震等とは、地震、噴火及び津波などをいう。

- (2) 風水害等の範囲

風水害等とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪及び降ひょうなどをいう。ただし、風水害等による損害には、住宅の欠陥及び老朽化による雨もり等(当該風水害等を直接の原因とした住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形及びずれに起因しない雨もり等をいう。)による損害は含まない。

(見舞金を支払う場合の損害区分)

第4条 共済期間中に共済契約者又は共済契約の関係者が所有若しくは居住する建物が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の被害を受けたときとする。ただし、一部損壊については、損害額が20万円を超えた場合に限る。

2 組合が見舞金を支払う場合の損害区分の適用は、市町村長が交付する罹災証明書により判断する。ただし、一部損壊については、罹災証明書に加え修繕等に係る見積書等で判断する。

(損害区分の基準)

第5条 前条にいう「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」とは、それぞれ次の各号とする。

- (1) 「全壊」とは、建物がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、建物の全部が倒壊、流失、埋没、若しくは焼失したもの又は建物の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、流失、埋没、若しくは焼失をした部分の床面積（以下「損壊部分」という。）がその建物の延べ床面積の70%に達した程度のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が50%以

上に達した程度のものをいう。

- (2) 「大規模半壊」とは、半壊であって、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該建物に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分はその建物の延べ床面積の50%以上70%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
- (3) 「中規模半壊」とは、半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該建物に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその建物の延べ床面積の30%以上50%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
- (4) 「半壊」とは、建物がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその建物の延べ床面積の20%以上30%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。
- (5) 「準半壊」とは、建物の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のもののうち、損壊部分はその建物の延べ床面積の10%以上20%未満のもの又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
- (6) 「一部損壊」とは、建物の準半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、損害額が20万円を超える場合に限る。

(見舞金の原資)

第6条 見舞金の支払い原資は、大規模災害対策積立金から支給する。

(損害区分ごとの見舞金額)

第7条 組合は、第2条に規定する見舞金を支払う場合の基本要件に該当する災害が発生した場合、次項のとおり第5条(損害区分の基準)の損害区分に応じた見舞金を支払う。

2 見舞金の額は、1災害に対する組合の見舞金支払総額が1,000万円以下と見込まれる場合には、理事長の判断により次の各号を基準に支払うことができる。ただし、見舞金の額は、災害の規模及び組合の財務に及ぼす影響を勘案して必要と認めた場合は理事会の承認を得て、見舞金の支給基準を減額して支給することができる。

- (1) 「全壊」の場合10万円を限度
- (2) 「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合5万円を限度
- (3) 「準半壊」、「一部損壊」の場合1万円を限度

3 組合の見舞金支払総額の算定は前項各号を基準に行う。

(見舞金の支給方法)

第8条 前条の見舞金は、共済契約者に対して支給するものとする。ただし、共済契約者が死亡した場合は、相続人に対して支給するものとする。

(見舞金の請求及び時効)

第9条 共済契約者が第7条に規定する見舞金の支給を受けようとするときは、災害の発生した日から

3年以内に組合が別に定める申請書に必要な書類を添えて組合に請求しなければならない。

2 前項の見舞金を請求する権利は、災害が発生した日から3年間行使しない場合は、時効によって消滅する。

(規則の改正)

第10条 組合は、法令の改正や社会情勢の変化及びその他の事情により、この規則を改正する場合は、この規則を改正することにより、変更後のこの規則の条項について、共済契約者と合意があったものとみなし、共済契約者と個別の合意をすることなく規則を改正することができる。

(2以上の災害の取扱い)

第11条 72時間以内に生じた2以上の災害は、これらを一括して1回の災害とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合はこの限りではない。

2 前項の規定に関わらず、異なる複数の災害により火災共済の目的に複数の損害があった場合で、先に発生した損害を修復していないときは、これらを1回の災害とみなす。

(細則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は理事会において行う。

(附則)

1 この規則は、令和6年12月1日から実施する。